

郡山市浄化槽事務処理要領

平成 9 年 4 月 1 日制定

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月 25 日一部改正

[上下水道局お客様サービス課]

第 1 目 的

この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建築基準法（昭和 28 年法律第 201 号）の規定による浄化槽の設置等の事務処理に関し必要な事項を定め、もってこの事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

第 2 設置の手続

1 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による設置等の届出

(1) 届出書の様式

浄化槽の設置届出書又は構造等の変更届出書の様式は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚生・建設省令第 1 号）第 3 条第 1 項の規定による浄化槽設置届出書又は第 4 条第 1 項の規定による浄化槽変更届出書によるものとする。

また、この浄化槽設置（変更）届出書には、次の書類及び図面を添付させるものとする。

ア 浄化槽の設置場所付近の見取図

イ 浄化槽を設置する建築物の平面図及び配置図

ウ 浄化槽の平面図及び配置図

エ 浄化槽の仕様書

オ 浄化槽の各槽の容量を算定した書類

カ 浄化槽の処理工程を明らかにした図書

キ 処理対象人員を算定した書類

ク 流末調書（都市計画図（2,500 分の 1 程度の縮尺）等に放流経路、放流先、側溝断面、水位等を記載）

ケ 誓約書（別紙－1）（浄化槽設置届出書の提出時に限る。）

ただし、浄化槽法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定を受けた浄化槽（以下「認定浄化槽」という。）にあつては、認定を受けたことが確認できる書類を添付することにより、ウからキまでの書類等を省くことができる。

(2) 提出先等

浄化槽設置（変更）届出書（添付書類等を含む。以下同じ。）は、浄化槽の工事着手前にお客様サービス課長に 3 部提出させるものとする。

この場合において、お客様サービス課長は、届出書を受理後、その 1 部を届出者に交付するとともに、1 部は開発建築指導課（建築主事）に送付するものとする。

(3) 審査結果の通知等

ア お客様サービス課

浄化槽設置（変更）届出書を受理した場合において、当該届出の内容について第 2 ・

3に定める審査基準に基づき、その審査をすみやかにを行い、その結果、浄化槽法第5条第2項の規定に基づき設置者等に必要な勧告を行ったときは、その旨を開発建築指導課（建築主事）に通知するものとする。

イ 建築主事（開発建築指導課）

お客様サービス課長から、浄化槽設置（変更）届出書の送付があった場合、当該届出の内容について、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に基づき、その審査をすみやかにを行い、その結果、浄化槽法第5条第4項の規定に基づく相当である旨の通知又は同条第3項の規定に基づく設置等の計画の変更又は廃止命令を行ったときは、その旨をお客様サービス課長に通知するものとする。

2 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による確認申請等の場合
（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）

(1) 届出書の様式、提出先等

ア 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による建築確認申請書又は計画通知書（以下「確認申請書等」という。）の提出に際し、浄化槽の設置又は構造等の変更（浄化槽法第5条第1項の規定による軽微な変更を除く。）がされる場合には、確認申請書のほかに第2・1・(1)の浄化槽設置（変更）届出書3部を、開発建築指導課（建築主事）又は建築基準法第77条の18の規定により指定された確認機関（以下「指定確認検査機関」という。）に提出させるものとする。

イ 建築基準法第93条第5項の規定に基づく、開発建築指導課（建築主事）又は指定確認検査機関からお客様サービス課長への通知は、浄化槽設置（変更）通知書により行うものとするが、この場合、浄化槽設置（変更）届出書1部を添付するものとする。

(2) 審査結果の通知等

ア お客様サービス課長

お客様サービス課長は、浄化槽設置（変更）通知書により、浄化槽設置（変更）届出書の送付があった場合において、当該届出の内容について、第2・3に定める審査基準に基づき、その審査をすみやかにを行い、建築基準法第93条第6項の規定により意見を述べるときは、その旨を開発建築指導課（建築主事）に回答するものとする。

イ 開発建築指導課（建築主事）又は指定確認検査機関

確認申請書等の審査にあわせて、浄化槽の設置又は構造等の変更について審査を行った結果、この計画について計画変更等の命令を行ったときは、その旨をお客様サービス課長に通知するものとする。

3 審査基準

お客様サービス課長は、浄化槽の保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から浄化槽設置（変更）届出書及び郡山市浄化槽法施行細則（平成9年郡山市規則第8号）第3条の規定による浄化槽使用開始報告書の審査を次の審査基準により行うものとする。

(1) 放流水質が次の規制基準等を上回らないこと。

ア 501人槽以上の浄化槽にあっては、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号）」に基づく排出基準によること。

イ 501 人槽以上の浄化槽で日平均排水量が 30 m³を超える場合にあつては、「福島県産業公害等防止条例（昭和 46 年福島県条例第 38 号）」に基づく施設管理基準に基づくこと。

ウ 500 人槽以下の浄化槽にあつては、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 32 条第 1 項に定める処理対象人員の区分別性能基準のうち生物化学的酸素要求量に係る基準によること。

エ 猪苗代湖流域の浄化槽にあつては、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年福島県条例第 23 号）」に基づく排出基準によること。

(2) 放流先は環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等とすること。ただし、浄化槽の設置場所周辺に公共の水域が存在しない場合であつて、浄化槽による処理水が環境衛生上支障がない状態で放流されるときは、この限りでない。

(3) 浄化槽の保守点検は、浄化槽法第 10 条の規定による基準に従って行われるものであること。なお、浄化槽の保守点検が浄化槽保守点検業者に委託される場合にあつては、郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 8 年郡山市条例第 49 号）の規定による登録業者に委託されるものであること。

(4) 浄化槽の清掃は、浄化槽法第 10 条の規定による基準に従って行われるものであること。なお、浄化槽の清掃が浄化槽清掃業者に委託される場合にあつては、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可業者（昭和 60 年 9 月 30 日以前に許可を受けている業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 9 条第 1 項の規定による許可業者）に委託されるものであること。

4 指導基準

浄化槽の設置等に際しての指導基準は、次のとおりである。

なお、指導基準のうち浄化槽の構造等に係る項目は、関係法令及び建築要領により開発建築指導課（建築主事）が審査及び指導を行うものであるが、これらにも留意すること。

(1) 浄化槽の構造は、建築基準法第 31 条第 2 項及び政令第 35 条第 1 項の規定に基づく建設省告示第 1292 号によるものであること。

(2) 処理対象人員の算定基準は、政令第 32 条の規定に基づく建設省告示第 3184 号及び関係通達によるものであること。

(3) 構造強度は、政令第 3 章の規定によるものであること。

(4) 浄化槽は、同一敷地内の建築物（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合を含む。）及び一団地内に原則として 1 基を設置するものとする。ただし、次のアからウに該当する場合は、この限りでない。

ア 同一敷地内において、棟別で増築及び改築（以下「増改築」という。）又は移転する建築物に設置される浄化槽

イ 同一棟で増改築する建築物に別系統により汚水を処理する浄化槽（増改築後の処理対象人員の合計が計 500 人以下のものに限る。）

ウ 同一敷地内（建築基準法第 86 条による「総合的設計による一団地」を含む。）において 2 以上の建築物を建築する場合、これらの建築物の合計処理対象人員の区分に応じ、政令第 32 条の表に定める性能を有する浄化槽

(5) 浄化槽は、屋外に設けることを原則とし、やむを得ず屋内に設置する場合は、有効な換

気設備を設け維持管理上支障のないようにすること。

- (6) 浄化槽の流入汚水量、水質は、各建築物の用途、使用形態等を勘案して計画すること。
- (7) 建築物の使用形態、季節的状況により汚水の変動幅が著しく浄化機能に悪影響を及ぼすおそれのあるときは、必要に応じ流量調整槽を設けること。
- (8) し尿をポンプ圧送で導入する場合は、直送を避け、ポンプますを設けT字管により流入させること。
- (9) 寒冷地等で汚水の温度低下により汚水の処理機能に支障を来すおそれのある場合は、浄化槽を凍結深度以下に埋設し、又は槽内の汚水を加温する等の方法を講ずること。
- (10) 浄化槽工事業者は、浄化槽法第 23 条第 1 項の規定による浄化槽工事業者登録簿に登録されている者であること。
- (11) 放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を得るなどして将来に紛争を生じないようにすること。

第 3 浄化槽設置台帳の作成

お客様サービス課長は、浄化槽設置台帳を整備し保存するものとする。

第 4 無届け浄化槽の作成

- 1 無届け浄化槽（浄化槽法（昭和 60 年 9 月 30 日までに設置された浄化槽については廃掃法）又は建築基準法の規定による届出等が行われないうで設置された浄化槽）を発見したときは、設置者から始末書を徴する等の措置を講ずるとともに第 2・1 により浄化槽設置届出書を提出させるものとする。
- 2 前項の届出書の提出があった場合において、お客様サービス課長及び開発建築指導課（建築主事）は、第 2・1 により事務処理を行うものとする。

第 5 法定検査についての受検通知及び指導等

- 1 お客様サービス課長は、浄化槽法第 12 条第 1 項に基づく、助言、指導又は勧告をしたときは、必要に応じその旨を開発建築指導課（建築主事）に通知するものとする。
- 2 上下水道局長が浄化槽法第 12 条第 2 項に基づく、改善命令及び浄化槽の使用停止命令を行ったときは、必要に応じその旨を建築指導課（建築主事）に通知するものとする。

第 6 事故発生時の取扱

浄化槽にかかる事故とは、施設の故障、破損その他の原因で汚水等が排出され、周辺の公共の水域の水質の悪化及び悪臭等の発生により生活環境に被害が生じた場合をいう。

この場合において、お客様サービス課長は設置者（又は浄化槽管理者）に早急に原状復帰及び施設の改善を求めるとともに、事故発生届出書（別紙－2）（2部）及び復旧工事計画書（2部）を提出させるものとする。

また、復旧工事が完了したときは、事故復旧届出書（別紙－3）を提出させるものとする。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

誓 約 書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

浄化槽設置者 住所又は名称及び

代表者の職・氏名

電話番号

浄化槽の設置について

浄化槽の設置について、放流先に水利権等がある場合は、あらかじめ当該水利権者等の同意を受けるとともに、設置後の維持管理に関しては、水質汚濁、悪臭等の環境汚染の防止を図り、各種の問題が生じたときは私の責任において解決することを誓約いたします。

(別紙一2) 第6 関係

事 故 発 生 届 出 書

浄化槽に事故が発生したので、次のとおり届出をします。

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

浄化槽管理者 氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

電話番号

浄化槽の所在地	
排出先の公共の水域名等	
事故発生日時	
事故の原因及び状況	
応急措置の方法	
復旧工事の方法	
復旧工事完了予定年月日	

備考 図面を添付して事故の影響範囲を記載すること。

(別紙一3) 第6 関係

事 故 復 旧 届 出 書

年 月 日届出の事故について復旧工事が完了しましたので、次のとおり届出をします。

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

浄化槽管理者 氏名又は名称及び

代表者の職・氏名

電話番号

浄化槽の所在地	
事故発生日時	
復旧工事完了年月日	
復旧工事の内容	

備考 復旧工事完了時の写真を添付すること。